

一関市新型コロナウイルス等対策行動計画【概要版】

1 計画策定の趣旨

本計画は、新型コロナウイルス等対策特別措置法第8条に基づき、本市における新型コロナウイルス等の発生に備えるための基本的方針と具体的措置を示すものです。

一関市では平成26年に行動計画を策定し、平成28年に改訂してきましたが、新型コロナウイルス感染症への対応を通じて明らかとなった課題や新たな科学的知見を踏まえた政府行動計画や県行動計画の全面的な見直し等に伴い、それらの計画の考え方と整合性をもつ必要があることから、市行動計画も今回、全面的に改定するものです。(全国の市町村に対して、令和8年7月までに行動計画の全面改定が求められている。)

市民の生命及び健康を保護し、生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とするため、平時の備えから有事の迅速かつ柔軟な対応までを体系的に定めています。

※新型コロナウイルス等対策特措法第8条
市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型コロナウイルス等対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を作成するものとする。

2 市行動計画の改定の目的

国は、令和5年9月以降の新型コロナウイルス等対策推進会議において、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を振り返り、課題を整理したところ、

- 平時の備えの不足
- 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- 情報発信

を主な課題として挙げました。

こうした新型コロナウイルス感染症への対応経過とその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機にも強しなやかに対応できる社会を目指すことが必要です。こうした社会を目指すためには、

- 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- 市民生活及び地域経済活動への影響の軽減
- 対策の実施に当たっての基本的な人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされました。これらの目標を実現できるよう、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて市行動計画を全面改定するものです。

3 改定のポイント

- ① 感染拡大時の対応だけでなく、研修・訓練、関係機関との連携確認、物資の事前整理といった平時の備えを明確に位置づけ。
- ② 対策を機動的に切替え、実効性をもたせるようにするため、新型コロナウイルス等の発生段階を6段階から、準備期、初動期、対応期の3段階にまとめ、段階ごとに取組を定めた。

4 改定前後の比較

記載項目	現計画	改正後計画 ※アンダーラインは新設項目
策定/改定	平成26年策定(平成28年改訂)	約10年ぶり、初の抜本改正 ※新型コロナの経験を踏まえ、対策を具現化
対象の疾患	新型コロナウイルス等感染症(新型コロナウイルス、再興型インフルエンザ)、 新感染症	新型コロナウイルス等感染症(新型コロナウイルス、再興型インフルエンザ、 <u>新型コロナウイルス感染症</u> 、 <u>再興型コロナウイルス感染症</u>)、 <u>指定感染症(症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの)</u> 、新感染症
新型コロナウイルス等発生 の段階	対応段階を6段階として記載 ①未発生期 ②海外発生期 ③県内未発生期(国内発生期早期) ④県内発生期早期 ⑤県内感染期 ⑥小康期	対応段階を3段階に分け記載 ①準備期(発生前の段階) ②初動期(発生した段階) ③対応期 ※様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す
対策項目	①実施体制 ②発生状況の監視(サーベイランス)・ 情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤予防接種 ⑥医療 ⑦市民生活市民経済の安定の確保	①実施体制 ②情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u> ③まん延防止 ④ワクチン ⑤ <u>保健</u> ⑥ <u>物資</u> ⑦市民生活及び地域経済活動の安定の確保 ※新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、項目を独立させ、記載を充実
横断的視点	—	複数の対策項目に共通する横断的な要素として3つの視点を設定 ①人材育成 ②国・県・地方公共団体との連携 ③DXの推進
複数の感染拡大への対応	— ※比較的短期の収束が前提	複数の感染拡大への対応 対策の機動的切替え ※ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和も明記 ※中長期的に複数の波が来ることも想定

5 計画の構成

第1部 行動計画の基本事項
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画
第2章 市行動計画の改定と感染症危機対応
第2部 対策の実施に関する基本的な方針
第1章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等
第2章 対策の対策項目と横断的視点
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等
第3部 対策の各対策項目の考え方及び取組
第1章 実施体制
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
第3章 まん延防止
第4章 ワクチン
第5章 保健
第6章 物資
第7章 市民の生活及び地域経済活動の安定の確保

6 段階に応じた対応

市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。対策の選択肢は新型インフルエンザ等の発生の段階を次の3期に区分して記載しています。

準備期	新型インフルエンザ等発生前の段階
初動期	国内で発生した場合も含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	市内の発生当初の封じ込めを念頭に対応するとともに、感染が拡大し病原体の性状等に応じて対応する等の段階

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定します。

7 各対策項目の発生段階に応じた主な取組

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練の実施 ・市行動計画等の作成や体制整備・強化 ・国、県等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置 ・必要に応じて人員体制の強化 ・迅速な対策の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて応援職員要請・派遣や総合調整・指示 ・緊急事態措置の検討
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策について市民等が適切に判断・行動できるよう情報提供・共有の実施 ・偏見・差別等に関する啓発 ・双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大に備えて、市民等へ感染状況や有効な感染防止対策等を情報提供・共有 ・双方向のコミュニケーションの実施 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き正確な情報を市民に共有し、感染対策の呼びかけや誹謗中傷対策を実施することで市民の不安解消等に努める
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止対策を機動的に実施するため、有事に市民・事業者の協力を得るための理解促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な市内でのまん延防止対策実施のための準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・病原体の性状や、ワクチン・治療薬の普及等の状況変化により、対策の強度を柔軟に切り替え
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・接種体制構築 ・ワクチンに関する情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの流通、接種に必要な体制について、県や医師会等の関係機関と連携し整備 ・医療関係者へ予防接種の協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行株の変異状況や副反応等の情報に注意しながら、確保したワクチンの接種を迅速に進める ・ワクチンの安全性等に係る情報の収集と適切な対策の実施
⑤保健	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請による保健所等の人材応援派遣を検討 ・有事に速やかに感染症情報の市民等への情報提供・共有体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備 ・市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所等への応援職員を派遣 ・県が実施する健康観察への協力 ・市民に対し理解しやすい内容・方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を実施
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な感染症対策物資等を備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の需給状況、備蓄・配置状況の確認を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の需給状況、備蓄・配置状況の確認、対応期を継続 ・県や近隣市町村等と不足する物資及び資材の供給に関し相互に協力
⑦市民の生活及び地域経済活動の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・有事に市民生活や社会経済活動の安定を確保できるよう、体制整備 ・有事の情報共有体制等の整備 ・物資及び資材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時の準備を基に市民生活や社会経済活動の安定を確保 ・生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を実施